

京都市告示第548号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成29年1月27日

京都市長 門川大作

(廃止水路等)

| 整理<br>番号 | 名称       | 起<br>終                  | 点<br>点 |
|----------|----------|-------------------------|--------|
| 1        | 深草水0065号 | 伏見区深草泓ノ壺町17番地の4地先<br>同上 |        |

(建設局土木管理部道路明示課)